

平成26年10月15日

白井市長 伊澤 史夫 様

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直古



「原子力損害賠償に係る質問について」に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「弊社事故」といいます。）により、貴市をはじめ、広く社会の皆さんに大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

さて、平成26年9月12日に貴市よりいただきました「原子力損害賠償に係る質問について（白環第361号 平成26年8月6日）」につきまして、別添のとおりご回答申し上げます。

以上

### (1) 除染費用について<項目12>

当市は、平成24年4月に白井市除染実施計画を策定し、国が定めた基準に基づく範囲の除染に加えて、子どもへの影響の低減を早急に図るため、当市として独自に除染が必要と判断した場所等の除染を実施してきた。

当市として独自に除染が必要と判断した場所等の除染に要した費用は、その他の放射線対策に要した費用と合わせて、貴社に請求してきたところであるが、このうち除染費用については、現在までのところ、支払いが全く行われていない。そして、このことについて貴社は「放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に対応していく」と述べるにとどまり、請求内容に対する個別の検討結果も示していない。

また、貴社が昨年12月に策定した「新・総合特別事業計画」(以下、「新事業計画」という。)においても、放射性物質汚染対処特措法(以下、「特措法」という。)施行前に実施した除染作業に係る費用等の賠償基準を検討・策定することや、国からの求償について、除染費用等の具体的な見通しの提示等を要請することは表明されているものの、除染が本格化した特措法施行以降に、自治体が独自の判断に基づいて行った除染の費用に対する支払いについては何ら示されていない。

しかし、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針(以下、「指針」という。)は、校庭・園庭における放射線量の低減措置について、「少なくとも、それが政府又は地方公共団体による調査結果に基づくものであり、かつ、政府が放射線量を低減するための措置費用の一部を支援する場合には、学校等の設置者が負担した当該措置に係る追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる」としており、さらに、指針第2次追補は、特措法による財政措置の対象となるか否かに係わらず、必要かつ合理的な範囲の除染等に直接要する追加的費用については、賠償すべき損害と認められることを示している。

また、貴社も、新事業計画において、指針に基づき速やかに賠償を行うことを明記するとともに、「3つの誓い」として、賠償額の増加にとらわれず、最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで賠償を貫徹することや、迅速かつきめ細やかな賠償を徹底すること等の理念を掲げている。

以上のこと踏まえ、貴社は、当市を含む各自治体が必要に迫られ、詳細測定の結果に応じた合理的な範囲を対象として、独自の判断に基づき行った除染の費用について、迅速かつきめ細やかに検討し賠償を貫徹していく意思を持っているのか、あるいは、賠償の必要がないものと考えているのか、具体的に説明願いたい。

### [ご回答]

弊社事故に由来する放射性物質の除染につきましては、基本的には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」といいます。)にもとづき進められると考えており、それらに係る費用は同法にもとづき国の財政上の措置が講じられるものと認識しております。

同法に該当しない除染費用につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査

会が示した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成 23 年 8 月 5 日）」（以下「中間指針」といいます。）や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。

以上